

高松市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年2月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

# 監査結果報告書

(財政援助団体等監査) (令和4年2月28日)

<監査対象団体等>


香川町農村歌舞伎保存会



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 令和3年度財政援助団体等監査の結果について

## 1 監査対象局

創造都市推進局（文化財課）

## 2 監査対象団体等

香川町農村歌舞伎保存会

## 3 監査実施期間

令和3年11月1日から令和4年1月28日まで

## 4 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	創造都市推進局 （文化財課）	令和2年度及び3年度における、香川町農村歌舞伎保存会への財政的援助に係る出納その他の事務
2	香川町農村歌舞伎 保存会	令和2年度及び3年度における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務

## 5 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

監査に当たっては、創造都市推進局文化財課及び香川町農村歌舞伎保存会から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、令和3年11月17日に、補助事業の執行状況を確認するため、高松市東谷コミュニティセンターにおいて実地監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていた。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。



事情聴取（令和4年1月28日実施）の状況

# 香川町農村歌舞伎保存会について

## 1 団体の概要

(団体名)

香川町農村歌舞伎保存会

(所在地)

高松市香川町川東上1865番地13 (高松市川東コミュニティセンター内)

(組織)

役員は21名で、その内訳は会長1名、副会長2名、事務局長1名、副事務局長1名、幹事14名及び会計監事2名である。その他、香川町農村歌舞伎保存会会則に基づき、顧問2名、相談役2名及び参与1名を置いている。

(事業内容)

高松市香川町東谷地区に伝わる農村歌舞伎の保存伝承と公開を行う。

(団体の主な収入)

香川町農村歌舞伎保存会会費(個人・団体・企業)、補助金(県・市)及び寄附金

## 2 実施事業の内容(高松市の補助事業)

香川町農村歌舞伎保存伝承公開事業

(1) 補助開始年度…平成18年度

(2) 補助事業の概要…文化財保護法、高松市文化財保護条例に基づき、高松市香川町東谷地区に伝わる農村歌舞伎の公演、後継者育成、講習会、公開展示を行う。

(3) 補助の目的…江戸時代から当地に伝わる農村歌舞伎である、県指定無形民俗文化財「祇園座」(「祇園座衣装」は市指定有形民俗文化財)の保存活用を行う。

(4) 補助の効果…各地で公演・公開を行うことで、市民が身近に文化財に触れられ、併せて、衣装及び道具類の保存・修復・公開展示を行うことにより、文化財を伝承している。

また、助言、公演等を通じて、文化財の後継者・伝承者の育成を図っている。

※香川町農村歌舞伎保存会「祇園座」は、同町東谷地区にある農村歌舞伎小屋を始め、各地で公演等を行っている。令和3年度は、農村歌舞伎小屋において10月24日に開催した。



「祇園座」農村歌舞伎小屋



祇園座衣装(保存状態)

## 3 高松市からの補助金の名称及び金額

(単位:円)

名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
香川町農村歌舞伎保存伝承公開事業補助金	1,500,000	1,425,000	1,325,200	1,325,200	1,325,200	1,325,200

※令和3年度については、予算額